

Q-6

敷地が「法第42条の道路」と「法第43条ただし書き空地」の両方に接している場合、建ぺい率の角地緩和は適用できますか。

A-6

条件付きで適用できる場合があります。

「福岡市確認申請の手引き」 【3. 集団規定編2-3 狹隘道路整備を行う敷地の建ぺい率の緩和について】をご参照ください。